

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

令和4年9月1日（木）

【報告事項】

1 監察関係報告について

（警務部）

警察本部から「交通規制課員による外部検査機関検査への不適正対応事案について、9月1日付けで当該職員6人を懲戒処分の停職1月等とする。再発防止策として、全所属に対して規律の振粛及び業務管理の徹底を指示することとしている。」旨の報告があった。

公安委員から「正直な報告がなされていれば、このような事態を招くことはなかったと思われることから、報告・相談のしやすい体制づくりをお願いする。」旨の発言があった。

2 強盗殺人事件被疑者の逮捕について

（刑事部）

警察本部から「8月3日、田川郡川崎町所在の被害者方において、金属バットで被害者の頭部を殴打するなどして殺害した上、同所敷地内から車両1台を強取した強盗殺人事件について、8月31日、田川郡居住の無職の男性を逮捕した。本件は、8月5日、近隣住民の通報等により認知し、被害者方から無くなっていた被害者名義の車両を検索していたところ、翌6日、同車両を運転していた同男性を酒気帯び運転で現行犯逮捕していたものであり、所要の捜査の結果、本件被疑者と特定した。」旨の報告があった。

公安委員から「被疑者が車両を強取した動機は何か。被疑者の取調べ等を徹底し、慎重に事実認定してもらいたい。」旨の発言があり、警察本部から「各種捜査を徹底し、動機を含めた本件の全容解明に努める。」旨の説明があった。

3 福岡県ホテル暴力団排除連絡協議会定期総会並びに臨時総会の開催について

（暴力団対策部）

警察本部から「道仁会首領の逮捕事案を受け、県内ホテル業界からの暴力団排除を強力に推進するため、8月30日、福岡県ホテル暴力団排除連絡協議会定期総会と併せて臨時総会が開催され、暴力団排除宣言や暴力団排除講話等を行った。今後の取組として、本協議会への加入促進を支援するとともに、ホテル業界における暴力団排除を推進していく。」旨の報告があった。

公安委員から「本協議会での成果はどのようなものがあるのか。また、繁華街の飲食店等と同様に、ホテルにおいても暴力団員立入禁止標章が掲示されているのか。」旨の発言があり、警察本部から「本協議会は平成10年に設立され、加入ホテルの宿泊約款には全て暴力団排除条項が設けられている。今回の協議会では、警察からホテル業界に対し、宿泊客が暴力団員でないことを自己申告する制度の導入について提案するなどしている。また、ホテルを対象とした暴力団員立入禁止標章はない。」旨の説明があった。

公安委員から「ホテル業界における宿泊客の自己申告制度や標章の掲示等について、条例で定めてはどうか。」旨の発言があり、警察本部から「福岡県暴力団排除条例では、特定の業界に関する規定は規定されておらず、暴力団排除活動の推進に関する大枠が規定されている。今後とも、他県における暴力団排除の取組事例を参考にするとともに、各種業界との連携を図りながら、効果的な取組を推進していく。」旨の説明があった。

4 古賀市における車両火災事案の発生について

(暴力団対策部)

警察本部から「8月31日、古賀市所在の被害者方駐車場において、駐車中の車両が焼損する車両火災が発生した。」旨の報告があった。

公安委員から「現場は暴力団組長の自宅ということであるが、被害に遭った暴力団関係者は警察に通報するのか。また、抗争事件であれば被害届が提出されない場合もあると思うが、捜査に影響はないのか。」旨の発言があり、警察本部から「本件は、目撃者が消防に通報し認知しているが、暴力団関係者から被害の申告がなされる場合もある。また、被害届の提出は捜査の前提条件ではないため、被害届提出の有無にかかわらず、捜査することが可能である。」旨の説明があった。

公安委員から「現場周辺には防犯カメラが設置されていたのか。」旨の発言があり、警察本部から「防犯カメラ映像の精査など、各種捜査を徹底する。」旨の説明があった。

5 第一機動隊員及び第二機動隊員の実務研修の試行実施結果について

(警備部)

警察本部から「本研修は、魅力ある機動隊の確立に向けた取組の一環として、第一機動隊員及び第二機動隊員を執行隊等に派遣し実務能力の向上を図ることを目的としている。研修先は、取扱い事案が多い交番や自動車警ら隊等の執行隊であり、参加者からは研修の継続を希望する意見が多く聞かれたことから、今後も実施予定である。」旨の報告があった。

公安委員から「機動隊員の実務能力に対する不安を解消するため、このような研修を実施することは素晴らしいと思う。幅広い知識・技能等の習得のため、積極的に行ってもらいたい。」旨の発言があった。

6 出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長及び不法残留）事件被疑者の逮捕について

(警備部)

警察本部から「行橋警察署ほか3警察署及び外事課は、平成30年10月9日から令和4年6月25日までの間、不法残留のインドネシア人6人を自らの会社の派遣社員として雇用し、京都郡所在の会社に派遣して、不法就労活動をさせた出入国管理及び難民認定法違反事件について、6月12日及び同月27日にインドネシア人6人を不法残留で逮捕し、8月24日、三重県四日市市居住の会社役員の男性を不法就労助長で逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「不法残留している外国人は相当数存在すると思われるので、引き続き取締りを願います。」旨の発言があった。